

写

受理番号	陳情第 5 号
受理年月日	令和 6 年 5 月 20 日

陳 情 書

令和6年5月20日

果樹公園を新庁舎用地にすることに反対に関する陳情

二宮町議会議長

根岸ゆき子殿

陳情者 住所 二宮町二宮1169-3

高田俊弘

陳情の要旨

新庁舎は、多額な賤政支出を伴う用地を避け、広く複数の  
はじめた、健康と緑地保全に貢献し、全国にまれな  
レガシーの果樹公園を廃止しないで下さい。

## 陳 情 書

### 果樹公園を新庁舎用地にすることに反対に廻する陳情

県有地の果樹公園は、将来町の希望で無償でもらうことを、多額の金で買ってまで「歴史的事実を消し広く県民へ愛されはじめショッキング、憩の場、夢クラブ等の自由広場、自然とふれあう緑地と、何故県民より奪い取るのでしょうか。

平成30年4月号広報の「庁舎移転の方向」またその具体化を平成31年2月号にて、令和元年6月号の見直しを見て敬意と希望を抱かせて頂いておりました。それ以来、行政中枢と町議会内に噂として、数年いろいろ騒いでいたようですが、突如令和5年5月号広報で「周辺整備始まります」の中で「果樹公園に新庁舎」同じ10月号に「基本設計委託業者決定」と発表-----関心の強い人は、驚く一方で一般市民は懐疑心を抱きつつ

① 平成30,31年の時間と経費をかけたのに、どうなったんだ。

当時寺法勢局そばが最適、果樹公園は町有地でなく、緊急道路からほど遠い  
② 果樹公園は、たくなって了うのかと自失状態、ひとりがなくなり不安

③ 町有地だと思っていたのに、数億円の買収費ゆえとは、既政上致命的大

さて今前行政で園試跡地20億円で買収（当時は知事あて無償訴えたが）  
跡地全部を思わせた不適切、いまだに図示されたもの見ない。

町民のためから「新庁舎を果樹公園に」と云われないま、県有地買収して  
庁舎建設は、人心的、既政的に強制的反対運動に挫折  
急ぎ「果樹公園に新庁舎」英断を持って撤回して頂きたく。